

○吉川・山口賞 実施要項

平成 28 年 7 月 22 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この要項は、東京工業大学環境・社会理工学院土木・環境工学系および東京工業大学土木工学同窓会「丘友」が、東京工業大学土木工学科設立 50 周年記念「丘友」基金（以下「基金」という。）を基に、東京工業大学（以下「本学」という。）における土木・環境工学に関連する研究、ならびに「丘友」会員が行う研究を奨励するため、特に優れた研究業績を上げた者を表彰することについて必要な事項を定めるものである。

(賞の概要)

第 2 条 吉川・山口賞（以下「本賞」という。）は、特に優れた博士論文を作成した者に贈るものとし、対象者は、本学博士課程を修了し博士号を授与された者、本学において論文博士号を授与された者、又は「丘友」会員であって他大学で博士号を授与された者とする。

2 本賞は、原則として年間 2 名以内で、それぞれ賞状、ならびに副賞として記念盾を授与する。また、本学構内に設置する吉川・山口賞の銘板に、受賞者の氏名を掲示する。

(候補者の募集)

第 3 条 本賞の受賞候補者の募集は、公募によるものとする。

2 公募に応募できる候補者は、応募年度を含め、過去 3 カ年度以内に学位を授与された者とする。

(委員会)

第 4 条 受賞者の選考を行うため、吉川・山口賞選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に委員長を置き、本学環境・社会理工学院土木・環境工学系主任をもって充てる。

3 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 委員長（本学環境・社会理工学院土木・環境工学系主任）
- 二 「丘友」会長
- 三 「丘友」副会長
- 四 委員長が指名する本学教員 若干名

- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てることができる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 7 委員の任期は、1年とし、重任、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(受賞者の決定)

第5条 委員会は、候補者から提出された応募資料をもとに慎重な審議を行い、受賞者を決定する。

(経費)

第6条 本賞の選考・授与のために必要な経費は、基金をもって充てる。

(庶務)

第7条 本賞に関する庶務は、「丘友」事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、本賞に関し必要な事項は、別に定める。

(要項の変更)

第9条 この要項の変更は、「丘友」評議員会が発議し、「丘友」総会において行う。

附 則

1 この要項は、平成28年7月22日から施行する。